

虐待防止のための指針

1. 施設における虐待防止の基本的考え方

当学園では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、児童虐待防止法および障害者虐待防止法の理念に基づき、児童および障害者の人権を尊重し、権利擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に務め、「2. 虐待の定義」に示す次の行為のいずれも行いません。

2. 虐待の定義

(1) 児童虐待防止法における虐待

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) 障害者虐待防止法における虐待

- ① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会に関する事項

- (1) 当学園では、虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は当学園長とし、同構成員は副園長、児童発達支援管理責任者、職員代表者等として、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。
- (2) 身体拘束適正化については本委員会で一体的に検討します。
- (3) 虐待防止委員会は年一回以上開催することとし、必要な都度園長が招集します。

(4) 虐待防止委員会の議題は園長が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。

- ① 虐待の防止の為の指針の整備に関する事。
- ② 虐待の防止の職員研修の内容に関する事。
- ③ 施設内等での虐待防止に向けての現状把握及び改善についての検討。
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事。
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、県市町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事。
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待防止を徹底します。
- (2) 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施要項、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

5. 虐待またはその疑い(以下虐待等)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに理事長および県市町に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、園長が理事長と相談の上厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、県市町及び警察などの協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員等による利用児・者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は園長に報告し、園長と担当者は報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待を行った職員に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また苦情相談窓口を通じての相談や上席職員からの相談及び報告の有無などを確認し、必要に応じて関係者から事情を確認します。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、園長は理事長

- に報告し、当該職員に対応の改善を求め、就業規則に則り、必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、園長は理事長の承認を得て区市町の窓口等外部機関に通報します。
 - (5) 園長は虐待防止委員会を招集し、事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、虐待防止委員会において対象となった利用児・者の個別ケア会議を開きます。個別ケア会議では当該事案がなぜ発生したか検証し、担当者は原因の除去と再発防止策を作成し、全職員に周知します。
 - (6) 虐待を受けた利用児・者とその保護者に対しては、担当者が当該事案の概要を報告し、作成された再発防止策について説明を行います。
 - (7) 園長は理事長の指示のもと、必要に応じて第三者委員(当学園苦情解決委員)に助言もしくは話し合いの立ち合いを求めます。
 - (8) 職員による虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、園長は理事長の承認を得て当該事案の概要及び再発防止策を全利用児・者と保護者、職員および区市町に報告します。
 - (9) 必要に応じ、関係機関や地域住民に対して説明し、報告を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行ったものである場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、該当者に不利益が生じないように細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは上述「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- (1) 利用者等はいつでも本指針を閲覧することができます。また当施設ホームページにおいても閲覧が可能な状態とします。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

- (1) 「4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や障害福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を向上させるように常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。